

国土強靱化地域計画策定ガイドラインの概要

国土強靱化地域計画策定ガイドラインについて

- 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、都道府県又は市町村が定めることができる計画で、当該都道府県等の区域における国土強靱化に係る当該都道府県等の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 国土強靱化地域計画の策定が円滑に図られるよう、指針としてとりまとめたもの

ガイドラインの構成

はじめに

I 国土強靱化とは

1. 国土強靱化の理念
2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等
3. 防災との違い
4. 基本的な進め方
5. ハード対策とソフト対策の組み合わせ
6. 民間、住民とともに主体的に行う取組

II 国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）とは

1. 地域強靱化計画の位置付け
2. 基本計画との関係
3. 地域強靱化計画において定める内容
4. 策定主体
5. 計画の対象とする区域と取組
6. 他の計画との関係
7. 地方公共団体の地域強靱化計画間の調和について
8. 地域強靱化を計画的に推進する3つの主なメリット
9. 地域強靱化計画策定のスタンス

III 策定手順とそれぞれの策定手法

1. 策定体制の構築
2. 基本的な進め方
 - [STEP1] 地域を強靱化する上での目標の明確化
 - [STEP2] リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定
 - [STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討
 - [STEP4] リスクへの対応方策の検討
 - [STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け

IV 計画の推進と不断の見直し

1. 他の計画等の必要な見直し
2. 計画の進捗管理
3. 計画の不断の見直し

V 国への相談等